

砥部町入札会傍聴規則

平成20年3月14日

規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、砥部町（以下「町」という。）が実施する入札会の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、20人とする。

2 入札会場への入場は、先着順とする。

3 傍聴人は、開札開始時間までに入場し、所定の席に着席しなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 危険物、棒、傘その他、人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(3) ビラ、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

(4) 鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者

(5) 拡声器、無線機、録音機、写真機、映写機等を携帯している者

(6) 前各号に掲げるもののほか、入札会の正常な執行を妨害し、又は入札者若しくは入札執行者に対して威圧的態度を示すおそれがある者

(傍聴人の心得)

第4条 傍聴人は、入札会の会場において、次の事項を守らなければならない。

(1) 入札の執行、経過及び結果について会場の静粛を乱す言動はしないこと。

(2) 私語及び携帯電話等（着信を含む。）の使用を慎むこと。

(3) 所定の席を離れないこと。

(4) 飲食及び喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札会の秩序を乱し、又は妨害する行為をしないこと。

(係員の指示)

第5条 傍聴人は、入札執行者その他、入札執行に携わる係員の指示に従わなければならない。

(退場命令)

第6条 入札執行者は、傍聴人がこの規則に違反した場合、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 前項の規定により退場させられた者は、当該入札会及び当該入札会の日に執行する他の入札会に入場することができないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。